

国自旅第147号
令和3年7月30日

北海道運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

東北運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

関東運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

中部運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

近畿運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

中国運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

四国運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

九州運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第147号
令和3年7月30日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

今般、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）、「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。